

日本労働年鑑 第28集 1956年版
The Labour Year Book of Japan 1956

第三部 労働政策

第三編 合理化対策

第一章 資本家の合理化対策

デフレ政策は企業経営に大きな影響を及ぼしたが、資本家は経営危機をとなえることによつて一層の企業合理化促進にのり出してきた。すなわち、四月一五日には日経連の第七回定時総会がひらかれ「当面の難局に処する経営者の見解」が可決された。この決議は、「経営合理化の徹底」「健全賃金の確立」「生活の刷新」「労使の協力」という四本柱からなるものであるが、健全賃金の確立と称して低賃金をおしつけ、また経営合理化の徹底ということがもつぱら労働強化を促進するものであることは明らかだといつてよい。

(当面の難局に処する経営者の見解)

わが国経済の現状は国際収支の悪化に示される如く、今や破局的危機に直面せんとしている。われわれ経営者はこの現実を正視し、自主勇往の精神をもつて健全経営主義に徹し、更に勤労者の協力を得て生産コストを引下げ、以て国際競争力を培養することこそ経営者の責務を果し企業の国民的負託と信頼に応えるゆえんなることを確信するものである。

一、経営合理化の徹底

わが国企業経営者の実態は資本構成の脆弱性、設備の老朽化、資産再評価の不適性、みせかけの利益率など一連の経営的弱点を包蔵しているが、これを黙過することは経営の社会的責任に反するのみでなく、到底厳しい国際競争の試練に耐えうる事態でないことは明かである。この際われわれは毅然たる態度をもつてあらゆる宿弊を刷新すると共に其の企業家精神に目覚め資本の蓄積、企業施設の効率的運用および労務管理の合理化を徹底し良質廉価なる商品の生産に専心する外に途なきことを改めて再認識すべきである。

二、健全賃金の確立

深刻なる経済危機を前にして、従来の如きインフレに押れた名目的な賃金引上げはすでに個別企業のみならず国民経済全体としても許容し得ざる以上、勤労者の生活を確保するためには畢竟生産性の高揚と物価の安定乃至引下げ、勤労課税の軽減等による実質賃金の向上にこれを求めざるを得ない。われわれはかかる現実の認識に立つて真に企業の実態に即した健全賃金の原則を確立し、苟しくも企業の支払能力の限界を超え、国民経済的要請に背馳し、経営の不健全性を自ら招来するが如き安易なる妥協はこれを強く排除しなければならぬ。

三、生活の刷新

所謂消費景気の実態にみる如く、国民所得の増加に伴う消費性向と貯蓄性向との不均衡は経済危機を深める要因となっているが特に各界各層の生活傾向として公私混淆に墮し勤儉貯蓄の堅実なる気風が弛緩していることは洵に憂慮に堪えない。かかる風潮が諸種の頹廢と社会悪を醸成し健全なる生活基盤を破壊するに至ればその害悪は測り知れないものがある。

われわれはまずもって生活倫理の確立と貯蓄心の向上を期し以て生活刷新に一段の努力を致さなければならない。

四、労使の協力

現下国民経済の至上要請たる輸出の振興も、物価の引下げも生産性の向上もそのよって立つ基盤は帰するところ労使の協力関係に求めねばならない。しかして真の労使協力は常時労使間の意思疏通に努め相互の理解と信頼によつてのみ達成しうるものであることは論をまたぬ。もとより具体的な労使関係において労使協力条件はそれぞれ異なるものありとはいえ、労使ともども国民経済の共通基盤に立ち、人間関係を基調とし、相互に人格を尊重する公明にして建設的な労使関係の確立に積極的な熱意を示すことこそ労使協力の先決要件であると確信する。

われわれはあくまで本来の経営責任を自覚し勤労者の信頼に応えんと共に産業平和の確立に向つてあらゆる努力を傾注せんとするものである。

いまやわが国経済の前途に幾多の苦難ありとはいえ、徒らに遲疑逡巡のときではない。今次総会に際し、われわれは確乎たる決意をもって為すべきを為し正すべきを正して経営の本義に邁進することが、とりもなおさず健全経営主義の実践に外ならぬことを確信し、ここに現段階に臨む所信を表明する次第である。

以上のような日経連の基本的方針における「労使の協力」の具体化として、関西では四月に関西経協、総評、総同盟からなる関西労使経済会議が設立されたが、一〇月には中小企業の危機打開策について関係当局に要望書を提出するにいたつた。その中で中小企業にたいする合理化対策は次の通りである。

(合理化対策)

- (1) 政府、地方自治体その他の調査機関を組織的に動員し、中小企業実態調査をおこない、市場規模、適正経営規模、技術改善の諸方策などを研究し、中小企業の合理的経営の指針を与えること。
- (2) 中小企業の危機を打開するため中小企業の協同化、組織化をはかること。
- (3) 合理化資金の融通をはかること。

経営者の合理化対策の一つとして戦後力が入られた問題は、各種の訓練方式であった。これにはCCS、MTP、TWI、JSTなど各種のものがあつたが、余りに多くのものが乱立しているきらいがあつたので、混乱を調整する必要が生じてきた。春の日経連定時総会では中部経協から「各種訓練方式の総合調整」が提案され、これについて日経連では産業訓練部会においてその具体化について検討したが、一〇月六日の産業訓練部会で、企業内訓練の民間総合団体としての「日本産業訓練協会」設置要綱を決定し、一三日の日経連総会で承認された。なおこの団体は日経連の外郭団体でサービスに重点をおいたトレーニングセンター的性格のものである。

(設置要綱案)

一、目的＝トップマネジメントをはじめ各層に対する企業内訓練をして経営管理の合理化に実際効果あらしむる様、広汎な視野から訓練に関する総合的推進を図り、以て組織の改善、人員の効果的管理、生産及販売技術の向上、コストの低減、品質の改良等による経営効率の増進など人間関係を基盤とした生産性の向上に資する。

二、事業＝右の目的を達成するため左の事業を行う。

(1)企業内訓練の管理運営に関する調査研究 (2)各種訓練方式実施上の調査に関する研究調査並びに実態調査 (3)企業内訓練に関する内外資料教材の収集、翻訳、刊行 (4)企業内訓練実施に関する会員会社への協力(助言、立案、調査、必要資料の収集実施協力等) (5)各種訓練課程の立案企画及び設定 (6)各種訓練方式指導者養成講座、研究会、会議等の開設 (7)図書室、資料室の管理運営 (8)関係官庁及び内外関係先との連絡 (9)その他必要と認める事項

三、組織機構＝(1)本会は全国単位に組織する。(2)必要に応じ地方別に支部を置くことができる。支部事務局は原則として所在地の経営者協会内に置くこととしその運営は本部に準ずる。(3)業種別の事項については原則として業種別経営者団体と提携協力する。(4)会員加入は原則として企業単位とする。(5)本会に左の役員を置く。会長一名、副会長二名、理事若干名(内若干名を常任とする)評議員若干名、幹事三名。(6)本会運営の方針、施策要綱、年度総合計画、予算編成決算等は常任理事会がこれを立案し総会において審議決定する。(7)常任理事会は日経連産業訓練部会と有機的連携を図る、(8)常任理事会の策定する方針に則り、訓練担当者を以て各種専門委員会を構成し、夫々研究調査、立案計画等を行う必要ある場合は学識経験者の参画を求めることができる。

四、会費＝通常会費は日経連を通じて徴収する。

五、事務局＝事務局は簡素を旨とする。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
